

# 青森県報

号外第七十八号

平成十八年  
八月二十三日  
(水曜日)

## 目 次

### 告 示

ふるさとの森と川と海保全地域の指定…………… (河川砂防課) …… 一

### 公 告

ふるさとの森と川と海の保全に関する計画の公表…………… ( 同 ) …… 二

## 告 示

青森県告示第六百二十九号

青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例(平成十三年十二月青森県条例第七十一号)第六条第一項の規定によりふるさとの森と川と海保全地域を次のとおり指定するので、同条第五項の規定により告示する。

平成十八年八月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	区 域
奥入瀬川流域ふるさとの森と川と海保全地域	一 森林 十和田市大字滝沢字上指久保国有林二林班の内、二林班及び三林班並びに同字月日山国有林四林班の内、五林班及び六林班並びに同大字奥瀬字高崎国有林三三林班の内

内、三三林班、三四林班の内、三五林班の内、三八林班、三九林班、四〇林班、四一林班、四二林班及び四三林班並びに同字惣辺山国有林四四林班、四五林班、四六林班、四七林班、四八林班、四九林班、五〇林班、五一林班、五二林班、五三林班の内、五四林班、五五林班及び五六林班並びに同字樽部国有林五七林班、五八林班、五九林班、六〇林班の内、六一林班、六二林班、六三林班、六四林班、六五林班及び六六林班の内並びに同字尻辺山国有林六七林班、六八林班、六九林班、七〇林班、七一林班、七二林班の内、七三林班、七四林班、七五林班の内、七六林班の内、七七林班及び七八林班並びに同字幌内山国有林七九林班の内、八〇林班、八一林班、八二林班の内、八三林班の内、八四林班、八五林班、八六林班、八七林班、八八林班、八九林班、九〇林班及び九一林班並びに同字黄瀬山国有林九二林班、九三林班、九四林班、九五林班、九六林班、九七林班、九八林班、九九林班、一〇〇林班、一〇一林班、一〇二林班、一〇五林班、一〇八林班、一〇九林班、一一〇林班及び一一一林班並びに同字鳶国有林一二林班の内、一三林班の内、一四林班、一五林班、一六林班及び一七林班並びに同字谷地国有林一八林班の内、一九林班、二〇林班及び二一林班並びに同大字法量字黒森山国有林二二林班の内、二八林班の内、二九林班、三〇林班、三三林班の内、三二林班の内、三三林班、三三三林班、三三四林班、一三五林班の内及び一三六林班並びに同大字深持字深持山国有林一三九林班の内、一四二林班の内、一四三林班の内及び一四四林班の内並びに同大字深持民有林一林班の内、二林班、三林班、四林班、五林班の内、六林班、七林班の内、八林班、九林班の内及び一〇林班の内並びに同大字滝沢民有林一八二林班の内、一八三林班、一八四林班、一八五林班の内、一八六林班の内、一八七林班、一八八林班、一八九林班、一九〇林班、一九一林

班、一九二林班の内、一九三林班、一九四林班、一九五林班及び一九六林班並びに同大字法量民有林一九七の二林班、一九七の二林班の内、一九八の二林班の内、一九八の二林班の内、一九八の三林班の内、一九九林班の内及び二〇七林班の内並びに同大字奥瀬民有林二三五林班、二三九林班、二四〇林班の内、二四一林班、二四二林班の内、二四三林班の内、二四四林班、二四五林班の内、二四六林班の内及び二四七林班の内

二 河川

1 奥入瀬川の区域のうち、十和田湖からの流出点から海に至る場所

2 奥入瀬川支川の後藤川の区域のうち、十和田市大字滝沢地先の四和防災ダムから奥入瀬川との合流点までの区域

3 奥入瀬川支川の熊の沢川の区域のうち、北股沢との合流点から奥入瀬川との合流点までの区域

4 奥入瀬川支川の片淵川の区域のうち、三川目沢と猿倉沢との合流点から奥入瀬川との合流点までの区域

5 奥入瀬川支川の中里川の区域のうち、大石倉沢と冷水沢との合流点から奥入瀬川との合流点までの区域

三 海岸

1 上北郡おいらせ町一川目一三三、一三三三地先、一三四の一、一三四の三、一三九の一、一三九の一地先、三六〇及び三六〇地先

2 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの点を順次結ぶ線に囲まれた区域。ただし、上北郡おいらせ町一川目一三三及び同字三六〇の区域を除く。

ア 上北郡おいらせ町一川目一三九の一と同字一川目一丁目一五の境界を基点として、北東方向に五十五メートル進んだ延長線の地点

イ アから北東方向に百二十六メートル進んだ延長線

の地点

ウ 上北郡おいらせ町下川原二五の四と同字二五の二四の境界を基点として、北東方向に四百九十メートル進んだ延長線の地点

エ ウから南西方向に八十メートル進んだ延長線の地点

オ 上北郡おいらせ町一川目一三四の一と同字一三四の二の境界を基点として、北東方向に一四二メートル進んだ延長線の地点

カ オから北西方向に九百五十八メートル進んだ延長線の地点

キ アから南東方向に二百三十八メートル進んだ延長線の地点

ク キから南西方向に三十五メートル進んだ延長線の地点

公

告

ふるさとの森と川と海の保全に関する計画の公表

青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例（平成十三年十二月青森県条例第七十一号）第七条第一項の規定により奥入瀬川流域ふるさとの森と川と海保全地域におけるふるさとの森と川と海の保全に関する計画を次のとおり定めたので、同条第三項の規定により公表する。

平成十八年八月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

目 次

青森県ふるさと森と川と海の保全及び創造に関する条例

奥入瀬川流域保全計画

第1 保全すべきふるさと森と川と海の特質その他ふるさと森と川と海の保全に関する基本的な事項

1 奥入瀬川流域の概要 ..... 1

2 奥入瀬川流域の保全地域 ..... 2

3 保全すべき森・川・海の特質の概要 ..... 4

4 保全地域の土地利用、地域文化の概要 ..... 5

5 保全の方針その他保全に関する基本的な事項 ..... 6

第2 ふるさと森と川と海の保全についての施策に関する事項

1 清流管理指針 ..... 7

2 森・川・海の主要な要素を保護するための事項 ..... 11

3 森・川・海の維持・管理に関する事項 ..... 14

4 管理上必要な保全施設の整備に関する事項 ..... 14

平成18年8月

青 森 県

第1 保全すべきふるさとの森と川と海の特質その他ふるさとの森と川と海の保全に関する基本的な事項

1 奥入瀬川流域の概要

奥入瀬川は、十和田湖子ノ口を源とし、南八甲田の山々から流れてくる黄瀬川、鶯川などの支川を集めながら北流し、十和田市(旧十和田湖町)焼山付近で東流に転じたあと、中里川、熊の沢川、後藤川などの支川と合流しておいらせ町で太平洋に注ぐ、流路延長70.7km(うち河川法に基づく河川指定延長70.7km)、流域面積819.9km<sup>2</sup>の二級河川である。流域は東西に細長い三角形の形状を呈し、南側に五戸川流域と隣接する。

上流域は、フナ、ミズナラなどの広葉樹が広がる山地で、十和田湖、奥入瀬溪流周辺が、十和田八幡平国立公園の一部となっており、フナ自然林や奥入瀬溪流に代表される全国でも有数の観光地となっている。

中下流域は、洪積台地である上北台地と奥入瀬川及びその支川の堆積物で形成された沖積低地となっており、周囲の丘陵と一体となった田圃空間が形成されている。

奥入瀬川の河道は、奥入瀬溪流より上流(焼山より上流)はほとんどが自然河道となっているが、その下流は護岸が整備され、自然河道は残されていないが、ほとんどの区間で豊かな植生が回復している。

海岸部は、奥入瀬川河口より南側が市川海岸、北側が横道海岸であるが、ともに消波ブロック及び海岸堤防が整備された砂浜となっている。このように海岸線は、施設が整備され自然海岸は減少している。

2 奥入瀬川流域の保全地域

奥入瀬川流域における保全地域は、自然環境が優れた状態を維持している区域のうち、森と川と海の保全を図る上で特に重要と認められる区域として、自然環境が優れていること、多様な動植物や希少な種が生息・生育していること、地域住民との関わりが深いことなどの理由から下記の区域を保全地域として指定する。

	保 全 地 域
	下記の林班に含まれる「水士保全林」及び「森林と人との共生林」 <国有林> (上指久保国有林) 1の内、2、3 (月日山国有林) 4の内、5、6 (高崎 国有林) 32の内、33、34の内、35の内、38、39、40、41、42、43 (惣辺山国有林) 44、45、46、47、48、49、50、51、52、53の内、54、55、56 (宇樽部国有林) 57、58、59、60の内、61、62、63、64、65、66の内 (尻辺山国有林) 67、68、69、70、71、72の内、73、74、75の内、76の内、77、78 (唄内山国有林) 79の内、80、81、82の内、83の内、84、85、86、87、88、89、90、91 (黄瀬山国有林) 92、93、94、95、96、97、98、99、100、101、102、105、108、109、110、111 (鶯 国 有 林) 112の内、113の内、114、115、116、117 (谷 地 国 有 林) 118の内、119、120、126 (黒森山国有林) 127の内、128の内、129、130、131の内、132の内、133、134、135の内、136 (深持山国有林) 139の内、142の内、143の内、144の内 <民有林> (旧 十 和 田 市) 1の内、2、3、4、5の内、6、7の内、8、9の内、10の内、182の内、183、184、185の内、186の内、187、188、189、190、191、192の内、193、194、195、196 (旧十和田湖町) 197 - 1、197 - 2の内、198 - 1の内、198 - 2の内、198 - 3の内、199の内、207の内、235、239、240の内、241、242の内、243の内、244、245の内、246の内、247の内
森林	
河川	1 十和田湖(子ノ口)から河口までの奥入瀬川の区域 2 四和防災ダムから奥入瀬川との合流点までの後藤川の区域 3 北股沢の合流点から奥入瀬川との合流点までの熊の沢川の区域 4 三川目沢と猿倉沢との合流点から奥入瀬川との合流点までの片淵川の区域 5 大石倉沢と冷水沢との合流点から奥入瀬川との合流点までの中里川の区域 6 青森県に属する十和田湖の水面の区域
海岸	横道海岸の区域

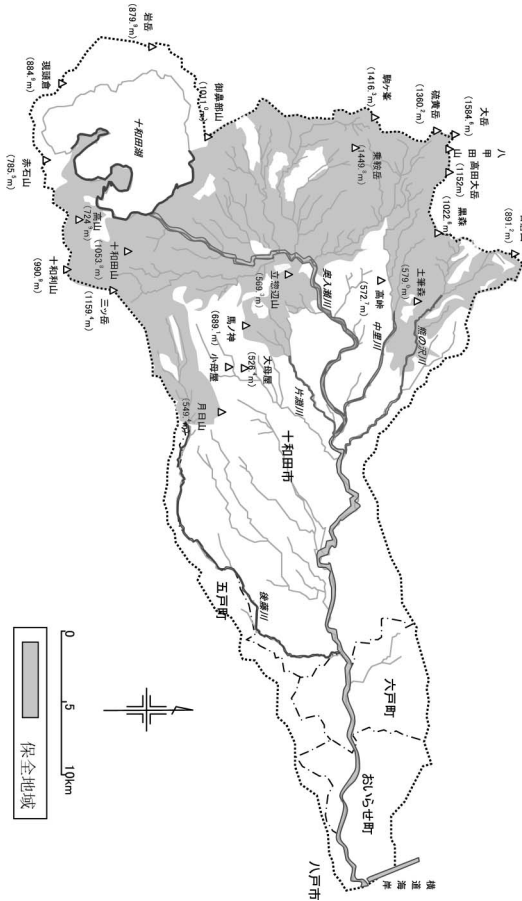


図 奥入瀬川流域と保全地域指定位置図

### 3 保全すべき森・川・海の環境の特質の概要

森林の区域は、水源かん養、動植物の生息・生育の場などとしての機能が高く、奥羽山脈の一番北側に位置し、動植物の保護等を目的とする「八甲田山森林生物遺伝資源保存林」及び野生動植物の生息・生育地の拡大と相互交流の促進や森林の連続性の確保を目的とする「緑の回廊」が設定されている。

フナ、ミズナラなどを中心とする広葉樹、スギ、アカマツを中心とする針葉樹が広がり、かつて盛んであった南部馬の放牧地や、畑地の開墾による伐採、スギやアカマツなどの植林、コナラやカシワなどの新炭林への転換などにより、現在、フナの天然林が残るのは十和田八幡平国立公園に指定されている奥入瀬渓流周辺の上流域のみである。

奥入瀬渓流より上流は、ほとんどが自然河道であり、瀬と淵が連続して形成されている。川辺にはサワグルミを主体とする渓畔林が形成されるとともに、エゾイロナ、ヤマメなどの魚種が、砂礫底の箇所ではスナヤツメが生息する。

奥入瀬渓流の下流は、河川改修済みであるが、ヤマギ、ヨシ、ツルヨシなどの植生が見られ、緑豊かな河道となっている。流れの緩やかなところではヨシの植生が主流であるのに対し、背後の山腹斜面が迫り、流れがやや速くなる上流域ではツルヨシの植生の出現頻度が高くなる。また、スナヤツメ、カシカ（小卵型）、ウグイ、トシヨウ、アラハヤ、エゾイロナ、ヤマメなどの魚種が生息する。

広瀬橋付近には、冬季にオオハクチョウが飛来する。

4 保全地域の土地利用、地域文化の概要

奥入瀬川の上流部には、日本有数のマナ原生林が広がっているが、その多くが国有林で「森林と人との共生林」、「水士保全林」となっており、保安林のほか、十和田湖、奥入瀬溪流周辺は「十和田八幡平国立公園」に指定されている。中下流域の奥入瀬川沿いは民有林が多い。

奥入瀬川の水源である十和田湖は、流域面積59.74km<sup>2</sup>、最大水深327mのカルデラ湖で、奥入瀬川が唯一の流出河川になっている。流水口である子ノ口には子ノ口調節水門があり、流出量がコントロールされている。そのため、奥入瀬溪流は、河床が平坦で広く、水際にまで樹木がみられ、流路に転がる大小の岩も苔むした美しい景観を呈している。

十和田湖は、我が国でも屈指の透明度の高さを誇る貴栄養湖であり、また、最上流部の奥入瀬溪流は、両岸に断崖が連続し大小さまざまな滝があるほか、その渓谷を覆い隠すようにサウゲルミなどの渓畔林が続いており、観光地として全国的にその名が知られている。

奥入瀬溪流の下流になると、沢瀬原が徐々に広がりはじめ、中流景観を呈するようになる。周囲の森林も、スギ、アカマツなどの植林が占め、自然林は少ない。中流から下流部は河岸段丘が発達しており、段丘崖では豊富な湧水がみられる箇所もある。また、中・下流部は、河川改修による護岸整備、河道の直線化が進みつつあり、人工的な要素が強くなってくると、水質は良好であり、川辺にはヨシ原、ヤナギ林等の水辺植生も残されている。

奥入瀬川では、ヤマメ、イワナ類、アユなどを対象とした釣りや盛んである。5月には産卵のために遡上してきたウグイを人工瀬に集めて捕獲する「瀬付け」と呼ばれる漁が行われているが、これらはほとんど自家消費のために行われている。

奥入瀬川は、内水面漁業が比較的盛んであり、おいらせ町や十和田市では、遡上サケの採捕も行われている。また、流域関係市町による「奥入瀬川清流協議会」や「おいらせ知の会」などにより奥入瀬川の環境を守る活動やイベントが行われているほか、十和田市より下流では、河川公園なども整備され、地域に密着した親しまれる川となっている。

奥入瀬川には、稲作のための灌漑用水の取水堰が多く設置されているが、特に三本木原台地の開拓のために幕末頃開削された「稲生川」は著名であり、この三本木原開拓に関するトシノルの遺構などが今でも残されている。

その他、風土・文化の面では、数多く分布する縄文期以降の遺跡や、江戸時代後期の住宅である「旧笠石家住宅」などが残されている。また、民族芸能については、十和田市の「南部駒踊り」などがある。

5 保全の方針その他保全に関する基本的な事項

(1) 保全の目標

森、川、海は、地域住民の生活と結びついて、様々な説話、風俗習慣等の地域文化を形成してきたが、保全地域は、特に流域の特色を有する貴重な財産であることから、流域に関わるすべての人がその価値を正しく認識し、それを大切に作る気持ち、ふるさとの森と川と海との共生を積極的に図るといった考えの下に連携して一体的な取り組みを行うことにより、ふるさとの森と川と海の保全に努める。

また、森・川・海の保全及び創造においては、できる限り自然の状態を維持するという基本の下に、流域の特質に配慮し、適切に実施する。

このことにより、奥入瀬川流域の森・川・海が、四季折々の変化に富んだ豊かで美しい自然に彩られ、様々な生物を育み、その中で地域住民が潤いと安らぎを得ながら暮らせる特色のある奥入瀬川流域の姿を実現する。

(2) 保全施策

上記の目標達成に向けて、次の施策を実施する。

ア パートナーシップによる連携体制の構築

保全施策の推進に当たっては、流域の視点から地域住民、事業者、民間団体、関係市町、国及び県が協力して一体的に進めることが必要であることから、奥入瀬川流域における連携体制の構築を図る。

イ 定期的な観察・巡視・調査と適切な管理

保全地域を中心に奥入瀬川流域の良好な環境を保全するために、定期的な森・川・海の観察・巡視・調査を行い、適切な管理を行う。

ウ 人との積極的な関わり合いの場の活用

上流の十和田湖や奥入瀬溪流等は、観光で訪れる人も多いことから、今後も積極的に活用を図るとともに、関係機関と連携し、環境学習の場等として活用を推進し、森・川・海の保全への理解を育む。

さらに、地元と関係機関の連携による各区域での体験学習等の取り組みを推進し、森・川・海の一体的な保全への理解を深める。

エ 特定行為に対する適切な対処

特定行為の届出については、内容を的確に把握し、適切な指導・勧告を通じて保全上適切な方向への誘導を図る。

なお、特定行為の届出の適用除外となる自然公園法、森林法、河川法等の法令に基づく許認可等においては、各法に基づく保全上の審査を行い、ふるさとの森と川と海の保全を図る。

オ あるべき姿に向けた適切な創造の推進

創造施策においては、奥入瀬川流域の過去を考察し、多様な動植物が生息・生育する森と川と海の環境を持続可能な状態で次の世代に引き継げるように取り組む。

カ 森・川・海の保全地域・保全計画の変更

保全計画の策定及び保全地域指定後、社会情勢の変化に応じて指定保全地域及び保全計画を変更する。

第2 ふるさとの森と川と海の保全についての施策に関する事項

1 清流管理指針

保全地域内の河川において、河川の状態を的確に把握するための指針、保全施策のための指標とする。

なお、本指針では下記の2つの方法で管理を行う。

ア 公共用水域水質測定

開運橋、幸運橋、十和田橋、馬門橋、十和田湖地点において、「生活環境の保全に関する環境基準」に定める項目について水質測定を県が継続的に行う。

イ 日常的な清流管理

地域住民等により日常的な管理を行う。

(1) 清流管理の基本的事項

ア 管理区間

管理区間は、保全地域指定で定めた河川のうち下表の地点とする。

区分	管理地点及び区間
公共用水域水質測定	開運橋 幸運橋 十和田橋 馬門橋 十和田湖 (中央、子ノ口前面)
日常的清流管理	下田橋付近 広瀬橋付近 奥入瀬渓流

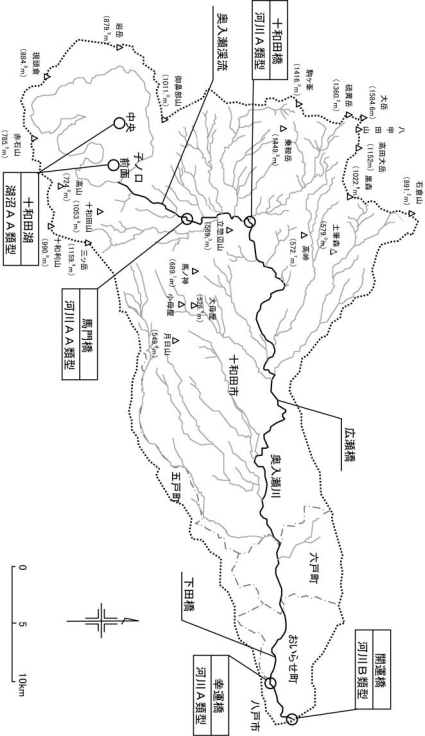


図 管理区間位置と開運橋・幸運橋・十和田橋・馬門橋・十和田湖観測地点

イ 管理内容

現在の良好な自然環境を将来にわたり維持し、保全していくためには以下の管理を青森県、関係市町および流域住民が一体となって維持管理していくこととする。

保全地域の管理については、継続的に水質やゴミ投棄等の現状把握を実施するとともに巡視等により管理を行う。

(ア) 管理の内容

- ・ 水質の把握
- ・ ゴミの投棄や汚濁排水状況の把握
- ・ その他河岸の状況の把握

(イ) 管理の方法

参加型・学校の総合的な学習の時間等を活用するほか、今後の地元協議により役割分担を行う。

(2) 清流管理のための指標

ア 管理指標の設定

(ア) 公共用水域水質測定

公共用水域において定められている水質基準「生活環境の保全に関する環境基準」の5項目 (pH・BOD (COD)・SS・DO・大腸菌群数) を指標とする。

(イ) 日常的な清流管理

- i 水量
  - 目視による濁水時の流量を指標とする。
- ii 水質
  - 流水の性状 (透視度、臭気等) を指標とする。
- iii 魚類
  - 魚類の生息状況 (生息範囲、行動、浮上死など) を指標とする。
- iv 水生生物
  - 「水生生物による水質判定」に示された種を指標とする。

- イ 管理すべき基準値  
 (ア) 公共用水域水質測定  
 生活環境の保全に関する環境基準を満足すること。

管理地点	水質管理基準
十和田湖 (中央、子ノ口前面)	湖沼環境基準 A A 類型 pH : 6.5以上8.5以下 COD : 1 mg/ℓ以下 SS : 1 mg/ℓ以下 DO : 7.5mg/ℓ以上 大腸菌群数 : 50MPN/100ml以下
馬門橋	河川環境基準 A A 類型 pH : 6.5以上8.5以下 BOD : 1 mg/ℓ以下 SS : 25mg/ℓ以下 DO : 7.5mg/ℓ以上 大腸菌群数 : 50MPN/100ml以下
十和田橋 幸運橋	河川環境基準 A 類型 pH : 6.5以上8.5以下 BOD : 2 mg/ℓ以下 SS : 25mg/ℓ以下 DO : 7.5mg/ℓ以上 大腸菌群数 : 1,000MPN/100ml以下
開運橋	河川環境基準 B 類型 pH : 6.5以上8.5以下 BOD : 3 mg/ℓ以下 SS : 25mg/ℓ以下 DO : 5 mg/ℓ以上 大腸菌群数 : 5,000MPN/100ml以下

- (イ) 日常的な清流管理  
 i 水 量  
 洪水時に瀬涸れ等が生じないこと。  
 ii 水 質  
 透視度、臭気等の異常がないこと。  
 iii 魚 類  
 既往調査で確認された種の生息範囲や行動に異常がないこと。  
 浮上死等の異常が生じていないこと。

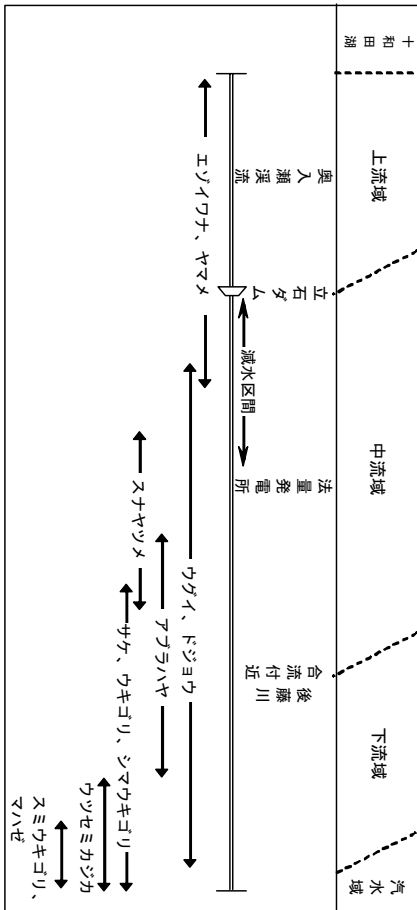


図 既存調査による魚類の生息範囲の目安

iv 水生生物  
 きれいな水 ( ) 相当の水生生物の生息が優先すること。

水質判定	指 標 生 物
きれいな水 ( )	カワゲラ ヒラタカゲロウ ナガシトビケラ ヤマトビケラ ハビトシボ フユ アミカ サロガニ ウズムシ
少しきたない水 ( )	コガタシトビケラ オオシトビケラ ヒラタドロムシ ゲンシボタル コオニヤンマ ヤマトシジミ イシキカイ カロニナ スジエビ
きたない水 ( )	ミズカマキリ タイコウチ ミズムシ イソコツゾムシ ニホソドロコエビ タニシ ヒル
大変きたない水 ( )	セエジユスリカ チョウバエ アメリカザリガニ サカマキガイ エラミミズ

~~~~~は、奥入瀬川において確認されている種





